

# 出雲神話圏とカミムスビの神

## はじめに

カミムスビの神は、古事記冒頭に造化三神としてタカカミムスビの神と並称されながら、神代史上この神程の重要な役割はもたず、また全く無視されても神代史の大筋には何ら支障をきたさぬ（書紀本文参照）程度の神格である。それにもかかわらずわたくしはこの神に心ひかれてならない。それはカミムスビの神と出雲神話圏の特異な関連性の故である（古事記、風土記参照）。

この神については、元来高天原系の抽象神であり中央の支配を出雲圏におよぼすために出雲神話に結びつけられたとみる説と、出雲系の神であるとする説が従来から対立をみせたまま現在に至っている。<sup>(1)</sup>

もし出雲系であるなら、生産力の神格化にふさわしい行為も語られているカミムスビの神の形成過程を探ることは出雲神話圏の神格形成の発展過程をあきらかにする一助となり得るし、中央神話体系の頂点的存在になり得た理由およびその過程を究明すれば、記紀の世界に対する出雲の世界の自己主張の仕方を一層あきらかにすることができる。これら出雲神話圏に関する諸問題をとく前提として、

## 倉塚 曄 子

カミムスビの神が出雲系の神格であることを証するのが本稿の目的である。かつてわたくしは同じ問題を、記紀におけるムスビ二神の現われ方の矛盾、カミムスビを祖とする諸氏族の性格、系譜的資料にみられる、二神に対する認識の相違等の各側面から論じ、同じ結論を得たのだが、本稿はその続稿として、出雲における同神の伝承の分布の仕方および書紀と重複する同神の伝承の性格を論拠として先に得た結論を再確認してみたい。

### (1)

古墳その他の遺物の出土状況から、出雲国では、次の三地域が政治的文化的中心であったという推測ができる。しかも各地域の大型古墳について、顕著な特徴が見出されている。<sup>(2)</sup>

1 熊野神社を上流にもつ意字川流域—前期・後期両様式の大型古墳が併存

2 下流に杵築大社をもつ簸川流域—後期様式のもののみで占められる

3 島根半島一帯—前期相のものが圧倒的大社所在地でもある1、2の地域は、強大豪族の根拠地であった

に違いなく、古墳の相の相違には、出雲全土統一以前の地域的勢力の成長過程の何らかの反映があるとみてよい。

ところで、第3地域、詳しく言えば、多太川、佐太川を中心とする半島一帯および出雲郡の六道湖西岸沿い地域については、少くとも、かなり早い時期に、相当有力な豪族の占拠地であったことが推測できるが、実はこの地域に限って、神魂命の伝承が分布しているのである。(但し神門郡は例外)

- 1 嶋根郡加賀郷 御子神枳佐加比賣命佐太大神を生む
  - 2 " 加賀神崎 右伝承を詳述
  - 3 " 生馬郷 御子神八尋銚長依日子命の鎮座伝承
  - 4 " 法吉郷 御子神宇武加比賣命の鎮座伝承
  - 5 楯縫郡郡名 神魂命、大穴持命の神宮造管を指図する
  - 6 出雲郡漆沼郷 御子神天津枳比佐可美高日子命の鎮座伝承
  - 7 " 宇賀郷 御子神綾門日女命を大神妻問う
  - 8 神門郡朝山郷 御子神真玉著玉之邑日女命を、大神妻問う
- 以上のうち、5を除けば、全て命の御子神伝承であり、この点からすれば、神魂命はこの地に深く根づいているようにはみえない。御子神伝承と言えば、大穴持命も各地に御子神を分布させている。それらの大部分は出雲のしかも一地域にしか伝承をもたぬおそらくその地域に土着の神々である。第3地域には大穴持命関係の伝承は比較的少ない(五例)<sup>(4)</sup>のだが、そのうち三例は御子神伝承である。或る神が自身の伝承と系譜的關係をもつ神の伝承といずれを分布させているかは、その神の信仰勢力の強さの相違によるのであって両者を同等に考えることはできないのだが、大穴持命伝承に関して第3地域と著しい対照を示すのが、上述三地域のいずれにも属さ

ない山間部地帯(大原・飯石・仁多三郡)である。総伝承数は第3地域とほぼ同数のこの地域には大穴持命伝承が十二例分布しているが、それらは全て命自身について語るものばかりである。

この二地域は、実は文化的発展段階においても著しく対照的である。稲作農業の初期から後期への耕地の拡大過程は一般的に次のようであったと考えられる。すなわち、木製農具で開拓可能な、しかも水利が自然条件として整っている沖積平野低湿地帯の狭い分散的な土地に始まり、生産技術、労働要具の発達にもなう広範な平野部湿潤地の利用開始、更に強力な鉄製農具を駆使しての丘陵また山間部の谷間傾斜地の開発耕地化という過程である。この一般的過程に照応させれば六道湖沿岸はもともと初期に開発可能な条件を備えており、一方山間部三郡の開発はもともとおくれたと考えられる。大穴持命が「五百津銀猶取々而所造天下二大神」として形象されるのは、大量の鉄製労働具と労働力を動員し得る族長層の出現をまわって耕地開発が平野部から山間部へと進み始める段階に至ってからのことであろう。だからこそ三郡の至るところにみられる農耕伝承の中で大穴持命はその土地の命名者となり、また同神の御田や御財の所在が語られているのである。そして同神自身の伝承が多いのは、開発のおくれたこの地域に、独自の神格をもつ文化圏がまだ成立していなかったからである。

一方第3地域における大穴持命伝承の数の少なさは、それ自体、大穴持命を拒もうとする在地の信仰圏の意志を物語っているものと思われるが、主として御子神伝承の形でしか現われないのも同じ事情によるものであろう。在地の信仰に支えられた、無視し得ない神格が既に存在したために、作爲的に縦の血縁関係を結ぶことでしか、

支配を及ぼすことができなかつたのである。立地条件や古墳の出土状況から比較的早期に文化的発達をとげていたと考え得る第3地域には、佐太大神を中心とする独自の信仰圏が形成されてきたようである。系譜的には神魂命を祖母神とするこの神は、嶋根秋鹿二郡にわたって伝承され、太陽神的な誕生譚をもち、大穴持命、熊野大神と同様特に大神とよばれている。佐太は狭田の意であろうから（国引きの詞章に狭田とある）稲作農業の極く初期に形象された神と言えよう。

神魂命伝承が分布しているのは、右のような特殊な地域なので、同神を高天原系と考えるなら、この偏在状態をいかに解釈できるだろうか。もしも中央の勢力を出雲へおよぼそうとする意図によってカミムスビの神が出雲の世界に登場したのであるなら、当然出雲全域にわたって、しかも大穴持命や須佐乃鳥命に関連させて語られる必要がある。第3地域は、大和勢力が出雲におよぶ前に、既に大穴持命に象徴される統一勢力下にはいっていただけえられるのであって、大和側が特にこの地方に限って顧慮する理由は何ら見出せない。わたくしは、この偏在状態こそ、神魂命が出雲のしかも古い文化圏であったこの地域で生まれた神格であることを語っていると思うのだが、同神自身の唯一の伝承からこの点はさらにあきらかになる。

(2)

楯縫郡、郡名由来の条によると、大穴持命の神宮造営にあたって神魂命が采配をふるったとある。その際に下された神魂命の神詔と内容文辞共に著しく類似した伝承が高皇産靈尊の神詔として書紀国

譲りの条の一書に採録されているのである。

風土記

書紀一書第二

所<sub>レ</sub>以号<sub>二</sub>楯縫<sub>一</sub>者 神魂命詔  
 五十足<sub>レ</sub>天日<sub>レ</sub>栖宮<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>縦横<sub>レ</sub>御量 干  
 尋<sub>レ</sub>栲<sub>レ</sub>繩<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>而 百<sub>レ</sub>結<sub>レ</sub>八十<sub>レ</sub>結<sub>レ</sub>結<sub>レ</sub>下  
 而 此<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>御量<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>而 所<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>  
 大神之<sub>レ</sub>宮造奉詔<sub>レ</sub>而 御子<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>御鳥  
 命楯部<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>而 天下<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>之 爾時退  
 下来坐<sub>レ</sub>而 大神宮<sub>レ</sub>御裝束<sub>レ</sub>楯造始  
 給所 是也 仍<sub>レ</sub>至<sub>二</sub>今<sub>レ</sub>楯<sub>レ</sub>梓造<sub>レ</sub>而  
 奉<sub>二</sub>於<sub>レ</sub>皇神等<sub>一</sub> 故<sub>レ</sub>云<sub>二</sub>楯縫<sub>一</sub>  
 高橋浮橋及天鳥船亦將<sub>二</sub>供造<sub>一</sub>  
 又於<sub>二</sub>天安河<sub>一</sub>亦造<sub>二</sub>打橋<sub>一</sub> 又供  
 造<sub>二</sub>百八十<sub>レ</sub>繩<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>白<sub>レ</sub>楯<sub>一</sub> 又當<sub>二</sub>主  
 祭<sub>レ</sub>祀<sub>二</sub>者<sub>一</sub>天穗日命是也  
 柱則高太板則広厚 又將<sub>二</sub>田<sub>レ</sub>供  
 佃<sub>一</sub> 又為<sub>二</sub>汝<sub>レ</sub>往來遊<sub>レ</sub>海<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>具<sub>一</sub>  
 神事 又汝<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>住<sub>二</sub>天日<sub>レ</sub>隅<sub>レ</sub>宮<sub>一</sub>者<sub>レ</sub>今  
 當<sub>二</sub>共<sub>レ</sub>造<sub>一</sub> 即以<sub>二</sub>千<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>栲<sub>レ</sub>繩<sub>レ</sub>結<sub>レ</sub>為  
 百八十<sub>レ</sub>紐<sub>一</sub> 其造<sub>二</sub>宮<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>制<sub>レ</sub>者  
 曰……………夫汝<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>頭露<sub>レ</sub>之事  
 宜<sub>二</sub>是<sub>レ</sub>吾<sub>レ</sub>孫<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub> 汝<sub>レ</sub>則可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>  
 時高皇産靈尊……………勅<sub>二</sub>大<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>貫<sub>レ</sub>神<sub>一</sub>

ほぼ同内容のこの二伝承は、文辞の上でもかなりの類似点をもつ（ゴチック部分参照）。出雲風土記には（以下風土記と略称）古事記の出雲系神話と内容が一部分重なる説話がいくつもある（意字郡母理郷・大原郡米次郷等）が、それらは極めて断片的な地名説話であって文辞の上の類似点など見出すべくもない。まして古事記程度の重りもみせず、風土記とはほとんど無縁に思われる書紀において、これ程までの類似は唯一の例であり極めて特異と言わねばならない。両者の間には何らかの資料的関連を十分想定し得るのだが、問題はこの伝承が本来出雲側大和側のいずれで成立したかという点に

ある。

右の二文のうち風土記の方は少くとも書紀との比較の限りであきらかに韻律的であり(○印部分)、風土記に一般的な、古態を示す重複語法(△印・印部分)と相まって口承的な響きを伝えている。国引きの詞章を除いてこの程度にせよ韻律的な文章は当風土記に稀であるが、以上の口承語的な特徴はあきらかに風土記的と言える。

ところで引用文の比較によってもあきらかであるが、周知の如く両書の文体上の相違は、風土記がほとんど日本語の語順のままに記述する顕著な和文体(但し伝説部分に限る)であるのに対し、書紀が全巻ほぼ正格の漢文体で一貫されているという点にある。書紀神代巻には伝承の性質上漢文としては破格の和文的表現もみられるが、古事記上巻と比較すれば、漢文的という特徴は神代巻においても著しい。この点を念頭におくと、右の書紀文中の a、b、c、d の四文には構文上注目すべき点がある。これらの文ではいずれも動詞の目的にあたる語(Ⅱ線部分)が動詞(Ⅰ部分)に先行している。これと同じ構文の現われ方を記紀風土記三書についてみると、先述の如く風土記伝承部分ではこのような構文が一般的で漢文的語順のものはいくつもない。しかし文選の語句の引用などにより、純漢文体として工夫のこらされている地誌の部分にはほとんど現われない。一方記・紀神代の部分(以下単に記・紀という場合神代巻を指すこととする)を比較すると記三六例に対し紀一五例であり(うち四例が右の引用部分に集中している)全体量の少ない前者に多く現われている。すなわち和文的性格の著しいもの程この構文が多いのである。日本文としてそれが一般的な語順なのであるからむしろこの現象は当然とも言える。しかし漢文でも、特に主題として提示したい場合または長い

語の場合、目的にあたる語を先行させることは少しも異例ではなく、この場合日本文と漢文の構造は一致するわけである。したがって上記四文のごとき構文をもって直ちに和文的ということはいちろんできない。この四文もCを除けば少くとも語順に関する限り正格の漢文に違いない。だが問題の構文が日本文としては一般的であるのに対し、漢文では意識的に目的にあたる語を取り出さぬ限りは、それは動詞の後におかれるのが普通であるという相違点を考慮すれば、四文が和文的構造にひかれてできたものかも知れぬという可能性が生じてくる。その可能性は次の事実でかなり確実になってくる。引用文中三例の「者」のうち③を除く二例が漢文的にはなく日本語の係助詞「は」として用いられているという事実である。

漢文の「者」字には様々の用法があるが、三書にみえる「者」を今便宜上大漢和辞典の分類に従って整理してみると屢々現われるのは次の七種の用法である。

- a もの、人、事、物等を指している。
- b は、とは、差別の助詞
- c ば、れば、順接の助詞
- d 語勢を強める助詞
- e ころ、時を示す語にそへる助詞
- f こと、動詞形容詞又は句に附してこれを名詞とする助詞
- g や、なり「也」に同じ

大体漢文には、必要な事の頂点以外はできるだけ省略しようとする傾向があり、この、国語の辞に相当する機能をもつ「者」にしても、特に必要でない限り省略しようとするのが普通である。後に示す三書においても当然漢文体に近い程「者」の現われ方は少い。

風土記でも地誌的部分には全体の1割弱しか現われず、書紀でも、神代巻に比較して三巻以下では使用がごく稀である。

漢文における助字としての「者」の用法でもっとも一般的なのは先述のfで、ついでb、c、e、g等が比較的よくみられる。それに対し、三書全体として特に目立つのは、bもしくはdに準ずる用法で「は」「どは」「をば」と訓ぜられている例である。漢文でb用法における「者」は、ある語を特にその文の主題として提起する機能を持ち、「は」と訓読されることが多いが、その場合「:とは」「:たるは」といった語気を含んでいる。「者」のこういう機能は係助詞「は」と共通点をもつため、漢字で日本語を綴らねばならなかった時、日本語の情緒表現に不可欠な辞の一つとして利用するにはまことに好都合であった。そのゆえに、b、cに準ずる用例の中には、漢文的語法になつた用法も少なからず存する(たとえば「其所謂黄泉比良坂者。今論出雲国之伊賤夜坂也」―記・黄泉国訪問―「所以避者。其八十神各有欲婚稻羽之八上比売之心」―記・大穴牟遲神妻問い―)一方、漢文の助字のニュアンスは全く無視した、完全な日本語の「は」としての用例が多く現われてくるのも当然と言える。次の数例はその顕著な例である。

- 「言状者」<sup>①</sup> 此鉤者遊煩鉤 須須鉤 倉鉤 宇流鉤 云而―記・海幸・山幸―
- 「落隠入之間 火者焼過」<sup>②</sup>―記・根国訪問―
- 「曾毘良瀬者 負千入之叔」<sup>③</sup>―記・須命昇天―

①の場合「者」自体が状態の意味をもつから「状」と重ねることは不必要であり、②は「とは」という語気を添える必要は認められない口頭的な呪文の文中である、③の場合も特に「火」を他の物と区

別し強調する必要は全くみられないのであるから、これらはいずれも完全に日本の「は」の意味で用いられていると言える。さらに④は、いわば「は」の訓仮名として使用されているとしか考えられない。今この用法における「者」を三書から拾うと次のようである。

① 「者」字総数	書紀	166
	古事記	260
	風土記(内は地誌部分の用法)	64
② b、cに準ずる用例	書紀	42
	古事記	165
	風土記(内は地誌部分の用法)	49
③ ②のうち純粋な日本語的用例	書紀	13
	古事記	111
	風土記(内は地誌部分の用法)	22

(但し紀記は神代巻に限る)

③は区別のあいまいなものは除き、確実に、日本語的とみられる例のみ拾ったものである。②の残る例をさらに厳密に検討すれば③は増す可能性があり、わたくしにとつてより好都合だがこの数字でも大体の傾向はあやまらず示されている。

記および風土記伝説部分における②に対する③の比率の高さは、「者」が主に和文体的記述を助けるために用いられていることを意味している。古事記に、漢文としては異例な程「者」が現われるのも、実は和文体的記述に必要な「は」として使用されているからなのである。従つて右表②とりわけ③に該当する「者」の有無や多少は、ある文の和文的傾向の有無もしくはその程度を知る有力な一徴証となり得る。

問題の書紀文中に現われる三例の「者」のうち③は漢文の助字とみなし得るが、①②はいずれも係助詞的用法とみなす方が妥当であ

る。前後の文脈からすれば「天日四宮」「造宮之制」を「者」で  
 以って特に他の物たとえば「高橋浮橋・天鳥船」もしくは「百八十  
 縫之白楯」と区別して強調する必要はみとめられない。b文でもし  
 「者」を用いるとすれば慣用として「汝之所。応<sub>レ</sub>住天日四宮者」と  
 いう構文になるべきで、そうでない限り「者」は特に必要となつて  
 来ない。これらの「者」はあきらかに日本語の「は」を意識して用  
 いられたものと言わねばならない。

「者」の用法に和文的傾向をみとめ得るのであれば先に問題にし  
 た四文も、和文的構文にひかれて成立したものとする可能性はかな  
 り大きくなる。ともかくこの一条は、可能な限り純粋な漢文体表記  
 を意図している書紀の一般の傾向から逸脱しているともみなし得る  
 いくつかの特徴をもつのである。その特徴がこの条に固有のもので  
 はないにしても、かなり顕著にあらわれるということは、この条が  
 より和文的な資料を下敷とし、それを漢文的に整備することによつ  
 て成立したことを語る有力な一証となろう。引用した風土記の文自  
 体を資料としたとは考えられないとしても、この神詔が本来はより  
 和文的な世界すなわち風土記的な世界で成立したということはいえ  
 るだろう。

## (3)

さらに書紀一書の内容からも右の点を裏付けることが可能であ  
 る。

先の二文を比較すると高皇産靈尊の神詔には、神魂命のそれには  
 みられない大國主神祭祀の諸条件が加えられている（左傍点部分参  
 照）。さらに右の引用箇所の後には、大國主祭祀のための諸具を作り

奉仕する神々の役割分担をきめたという記事が続く。この一書第二  
 の前半は、大國主神の祭祀について力をこめて語っているのである。

一方風土記にも大神奉仕に関する伝承は至るところに散在する。  
 種々の生活資源を提供してくれる四囲の山々を、大神の社そのもの、  
 大神の御蔭、御杵、御冠であると語り（神門郡田俣山以下）御子有加  
 布都怒志命は大神の神田の管理にあたったといひ（出雲郡美談郷）、  
 大神宮造営のために諸々の皇神が参集奉仕したと伝える（出雲郡杵  
 築郷）諸伝承等、これらは、大穴持命の信仰的權威に服従していった  
 在地勢力の奉仕の姿を語るものであるが、神魂命の伝承もその一つ  
 の典型であつてこの古い文化圏に大穴持命の勢力がおよんだ際に在  
 地の神がすすんで奉仕しようとしたことを語るものに他ならない。  
 一書第二の前半はまさしく出雲各地に散在するこれらの大穴持命  
 奉仕の伝承を一つに統合したような形をなしているのである。天穗  
 日命に大國主神祭祀を任命しているのも、国造神賀詞の天穗日命に  
 関する独自の主張に通ずるものがある。神詔を含む一書第二の前半  
 部分は、直接間接いづれにせよ出雲側の資料にもとずいていると言  
 つてよいであろう。

## むすび

以上の諸点によつてわたくしはカミムスビの神が出雲側のしかも  
 第3の地域で生まれた神格であると結論する。そうは言つてもこの  
 地域への根つき方は意外に浅いと言わねばならない。おそらく佐太  
 大神等土着の神格より後次的な所産であらう。しかも狭田の神のご  
 ととき具象物の神格化ではなく、生産力というような抽象的概念の神  
 格化である。このような神が形成され系譜化され始めているところ

に、出雲における神話的思考力の発展過程を看取し得るように思われる。また中央神話体系の頂点に位置するに至った経過は、出雲文化圏の勢力伸長と関連する興味ある問題である。さらに、古事記で途中から突然高木神と改称され、天孫降臨に際し天照大御神の補佐役をつとめるのをもっぱらとして、ムスビの神にふさわしい行為は何一つ語られていない高天原側のタカミムスビの神との比較分析によって、わが国における、生産力の神格化の特殊性をさぐる事ができよう。これは世界に普遍的な生成力の根源たる大地母神が、わが国の神話に極めて不明瞭な姿でしか現われないのはなぜかという問いに関連してくる。わたしが右に得た結論を前提として、以上のような様々の興味ある問題が提起されてくる。これらは今後の課題としたい。

註(1) それぞれ多少ニュアンスの相違はあるがカミムスビの神については、次の各氏の説がある。

高天原説

津田左右吉氏「日本古典の研究」下巻第六篇

石母田正氏「国作りに関する覚書」(「古事記大成文学篇」所収)

梅沢伊勢三氏「古事記、日本書紀」

出雲説

松村武雄氏「日本神話の研究」第二巻第一章

安藤正次氏「出雲国造神賀詞考説」(「古典と古語」所収)

(2) 拙稿「出雲神話圏の問題」国文第二十号

(3) 山本清氏「遺跡の示す古代出雲の様相」(「出雲国風土記の研究」所収)および同氏の御教示による。

(4) 第1地域意宇郡一郡に八例、第2地域出雲神門二郡に十例の

大穴持命伝承が分布している。

(5) 鴻巣隼雄氏「古事記上巻に見える一聯の特殊語法」(「古事記年報一」参照)

なお同氏はふれておられないが、反覆語法は、口承性を支える有効な一手段である。

(6) 神代巻に限るのは、次の理由による。書紀三十巻が、編者や異にする数グループに分け得ることは、ほぼ定説となっており、神代上下巻は、独立した一グループとみなされている。従って用字・文体を問題にする場合、この巻だけをとり上げても差支えないと考えるからである。古事記も当然それに対応する上巻に限られることになる。

(7) b文については「者」を文末の助字とみなしてここで切るよみ方もある(国史大系本)が、文末に用いられる「者」は書紀では必ず、矣・也・等、他の助辞ともなっているから、このよみ方は妥当とは思えない。